

愛媛県障がい者ボッチャ大会実施要領

1 競技規則

2019年度に適用される全国障害者スポーツ大会競技規則（(公財)日本障がい者スポーツ協会規定）によるほか、この要領の定めるところによる。

2 競技方法

- (1) 原則として、男女の区別はなく、「立位」と「座位」の区分とする。
- (2) 区分別のリーグ戦にて試合を行う。ただし、出場選手が少ない場合は区分混合、多い場合には午前・午後の部と分けて行うことがある。
- (3) 順位は各組ごとに決定する。
- (4) 試合は1対1の個人戦を2エンド行う。1エンドずつの得点を積み上げていき、2エンドの総得点で勝敗を決める。
- (5) 2エンド終了時に同点の場合は、タイブレイクで勝敗を決める。
(タイブレイク) コート中央のクロスにジャックボールを配置し1球ずつ投球してジャックボールにより近いボールを投球した方が勝者とする。(ファイナルショット制度)。

3 競技用の服装

選手は原則、動きやすい服装（ジーンズ不可）で競技することとする。

4 その他

- (1) 参加に係る費用は、原則として参加者負担とし、参加費等は徴収しない。
- (2) 参加者は室内シューズを持参することとする。
- (3) 大会では個人所有のボールを使用しても構わない。個人所有のボールに関しては、大会前にボールの検査を大会主催者が実施する。ただし、基準（※1）を満たしていない場合は、競技には主催者が用意するボールを使用しなければならない。
- (4) 投球補助具（以下：ランプという）は、選手が準備したものを使用しても構わない。ただし、基準（※2）をみたしていない場合は、主催者が用意するランプを使用しなければならない。ランプの貸し出しを希望する者は、申込用紙に必ず記入すること。
- (5) ランプは、ボールを投げることのできない座位の選手が、勾配を用いてボールをコートに送ることを目的としたものであり、加速や減速、狙いを定める機器をつけてはならない。

- (6) ランプは、競技アシスタントを要して投球する区分の選手が使用する用具であり、投球する際にボールに触れたり、押ししたりして自分自身でモーションを起こさなければならない。そのため投球に機械的な補助を設ける機器（スイッチで自動投球する機器、ジョイスティックでランプの方向を決める機器等）をつけてはならない。
- (7) 選手が競技を行う際に使用する用具は、あくまで自分の力で投球をするための道具である。そのためのグローブや棒などが大会の使用に適しているかどうかについては、器具を検査し、適正であるということを大会主催者から了解されていること。
- (8) 用具の検査は当日行い、適正ではないと判断された場合は使用できないこととする。
- (9) 主催者が発行する広報媒体において選手その他の参加者の映像、写真、競技記録及び名前等を掲載することがあるほか、大会当日は、テレビ・新聞等の報道機関関係者及び主催者が障がい者スポーツの振興に資するものと認めて撮影等を許可した団体関係者が来場し、選手その他の参加者の映像、写真、競技記録及び名前等が広報媒体に掲載されることがある。参加者はこのことをあらかじめ了承のうえで参加するものとする。

※1 ボールの基準

重量：275g±12g 周長：270mm±8mm

※2 投球補助具（ランプ）の基準

付属品、延長部、基本部分を含めた最大最長の状態にして横に倒したときに、2.5m×1mのエリア内に収まるような寸法でなければならない。